環境省
北海道地方環境事務所

ZERO CARBON HOKKAIDO

# 政府実行計画と
# 2022年度における実施状況について

令和６年10月

令和６年度　北海道官庁施設等地球温暖化対策会議

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS　Re-Style　デコ活 くらしの中のエコろがけ　つなげよう、支えよう 森里川海　Plastics Smart

# 政府実行計画について

# 2050年カーボンニュートラル宣言・2030年度目標の表明

環境省

■ 2020年10月26日、第203回臨時国会において、菅前総理より
**「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」**ことが宣言された。

【第203回国会における菅前内閣総理大臣所信表明演説】（2020年10月26日） ＜抜粋＞

➢ 成長戦略の柱に**経済と環境の好循環**を掲げて、**グリーン社会の実現**に最大限注力して参ります。我が国は、**2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを、ここに宣言いたします**。もはや、温暖化への対応は経済成長の制約ではありません。積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。

■ 2021年4月22日、地球温暖化対策推進本部及び米国主催気候サミットにおいて、菅前総理は、**2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け挑戦を続けること**等を発言。

【米国主催気候サミットにおける菅前内閣総理大臣によるスピーチ】（2021年4月22日） ＜抜粋＞

➢ 地球規模の課題の解決に、我が国としても大きく踏み出します。**2050年カーボンニュートラルと整合的で、野心的な目標として、我が国は、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指します。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けてまいります。**

**長期目標**

**2050年**
**温室効果ガス**
**排出実質ゼロ**

**中期目標**

**2030年度**
**温室効果ガス**
**排出46%削減**
（2013年度比）

**さらに、50%の**
**高みに向けて**
**挑戦を続ける**

# 地球温暖化対策推進法の一部を改正する法律　令和3年5月26日成立

環境省

**「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置付け、政策の予見可能性を向上。**

長期的な方向性を法律に位置付け
脱炭素に向けた取組・投資を促進

地球温暖化対策の国際的枠組み「パリ協定」の目標や
「2050年カーボンニュートラル宣言」を基本理念として法に位置付け

地方創生につながる再エネ導入を促進

地域の求める方針（環境配慮・地域貢献など）に適合する再エネ活用事業を市町村が認定する制度の導入により、円滑な合意形成を促進

ESG投資にもつながる
企業の排出量情報のオープンデータ化

企業からの温室効果ガス排出量報告を原則デジタル化
開示請求を不要にし、公表までの期間を現在の「2年」から「1年未満」へ

# 地球温暖化対策計画の改定　令和３年10月22日閣議決定

環境省

## ■地球温暖化対策計画とは？

⇒**地球温暖化対策推進法に基づく**政府の総合計画。

⇒地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、
国が策定する計画。

## ■内容

・温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標
・事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項
・目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策
等

（参考）地球温暖化対策計画本文
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html

# ■政府実行計画とは？

⇒「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」の略称。

⇒地球温暖化対策計画の目標を踏まえ、政府の各行政機関（以下「各府省庁 」という。）が行うすべての事務及び事業を対象として、地球温暖化対策として実施すべき事項を定めたもの。

⇒関係機関や関係団体、地方公共団体等においてもこの計画の趣旨を踏まえた率先的な取組が行われることが期待される。

（参考） 政府実行計画本文
https://www.env.go.jp/earth/report/h31-01/post_7.html

環境省

# ■各府省庁の実施計画とは？

・政府実行計画に基づき、以下の５つの取組について、個別の対策の目標を**府省庁ごとに**設定することとする。
・以下の５つの取組をはじめ、府省庁ごとの削減目標の達成に必要な取組を盛り込むこととする。
・**地方支分部局、地方合同庁舎等ごと**の削減計画を盛り込むこととする。

（参考）各府省庁の実施計画
https://www.env.go.jp/earth/action/ministries-4_00001.html

## 太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上に太陽光発電設備を設置**することを目指す。

## 新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented: 30～40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready: 50%以上の省エネを図った建築物

## 公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

## ＬＥＤ照明

既存設備を含めた政府全体のＬＥＤ照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

## 再エネ電力調達

2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

# 2022年度における
# 政府実行計画の実施状況

# 政府全体の温室効果ガス排出量（削減目標対象外を含む）
［調整後排出係数］

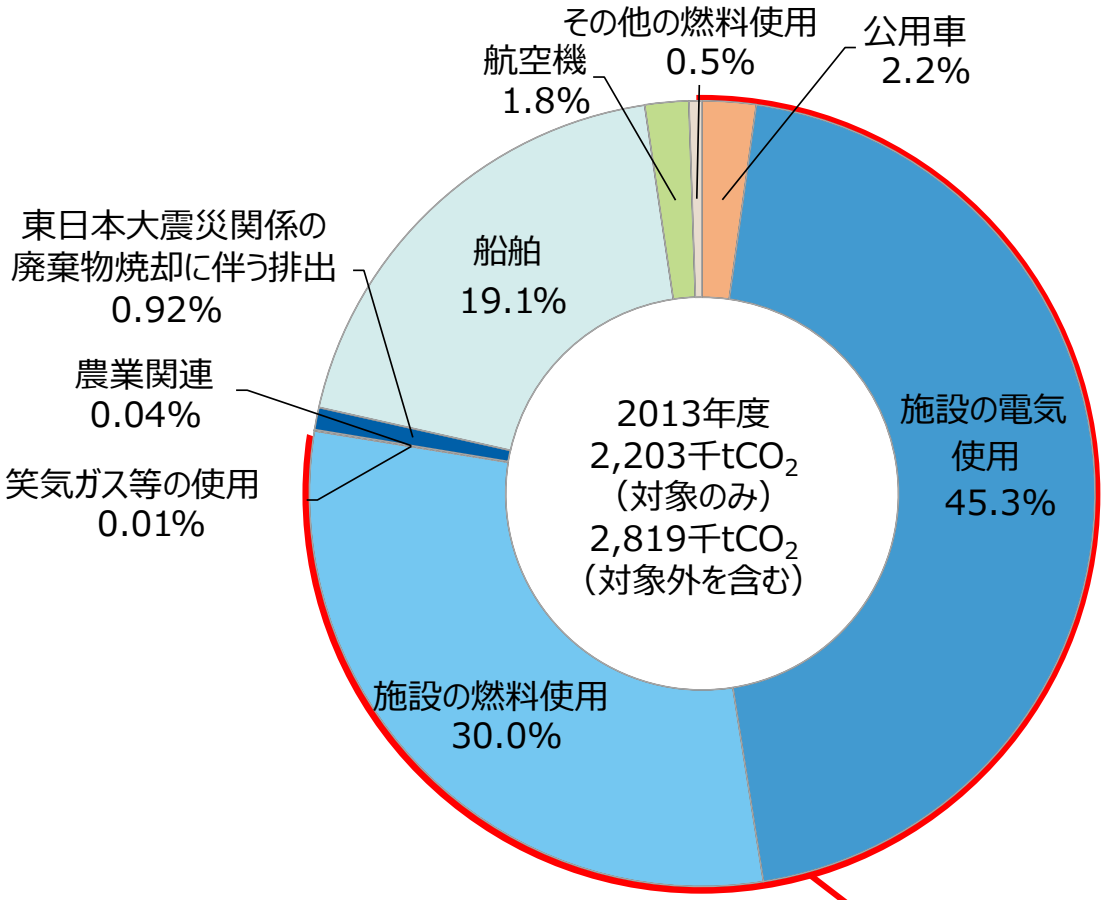


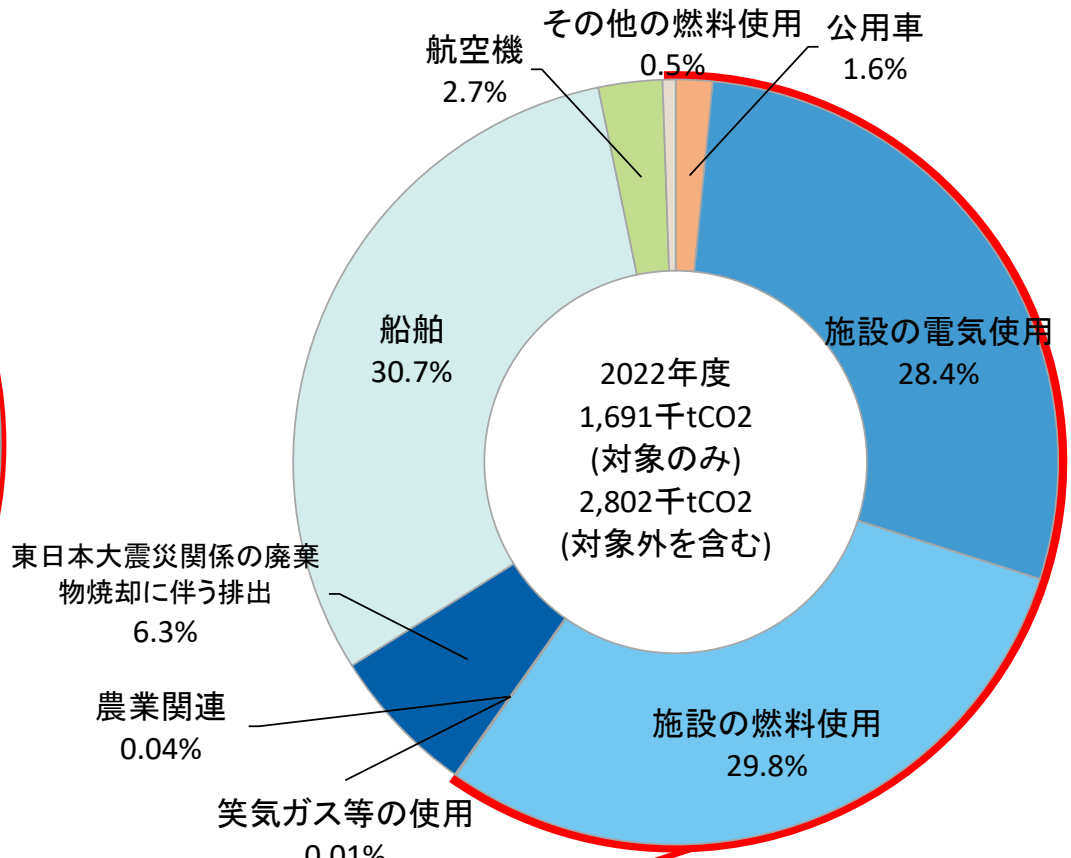


**削減目標の対象**

# 2022年度の進捗状況

| 対象 | 目標値 | 2022年度の進捗※2<br>（前年度からの進捗） |
|---|---|---|
| 温室効果ガス排出量 | 2030年度までに2013年度比で50%削減 | 調整後排出係数※1で23.2%**減少**<br>（4.8pt**増加**） |
| 太陽光発電の導入 | 2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む。）の約50%以上に太陽光発電設備を設置 | 導入割合：20.7%<br>※公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議（第2回）開催時（2024年3月25日）における公表データに基づく件数ベースの目標に対する導入割合。 |
| 新築建築物のZEB化 | ・新築建築物は原則ZEB Oriented相当以上<br>・2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当 | 2022年度の新築建築物の状況：<br>①『ZEB』相当 2件 〔2件〕<br>②Nearly ZEB相当 0件 〔0件〕<br>③ZEB Ready相当 2件 〔1件〕<br>④ZEB Oriented相当 6件 〔1件〕 |
| 電動車の導入 | ・代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車※<br>・ストックでも2030年度までに全て電動車<br>※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車 | 2022年度の新規導入・更新における電動車の割合：60.8%<br>ストックでの導入率：33.5%<br>（4.4pt**増加**） |
| LED照明の導入 | 2030年度までに既存設備を含めたLED照明の導入割合を100%とする | 導入率：31.9%<br>（4.4pt**増加**） |
| 再生可能エネルギー電力の調達 | 2030年度までに各府省庁で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする | 調達割合：20.7%<br>（6.3pt**減少**） |

※１：政府全体における温室効果ガス排出量のうち、電気については電気購入量に、小売電気事業者の調整後排出係数を乗じて算定。調整後排出係数とは、当該電気事業者が供給する電気の発電時の二酸化炭素排出量を、非化石証書の使用量等を考慮し調整した上で、販売電力量で除した値。
※２：比較可能な前年度のデータがないものについては記載していない。

# 目標対象範囲の温室効果ガス排出量の推移 ［調整後排出係数］

○政府の温室効果ガス削減目標は、2030年度50%削減（2013年度比）。
（基礎排出係数に加え、調整後排出係数により算定した総排出量を用いて評価）

○2022年度の政府全体における温室効果ガス排出量（調整後排出係数）は、前年度比で6.6%増加（4.8pt増加）し、**2013年度比で23.2%減少**。

○施設の燃料使用による排出量は減少したものの、施設の電気使用に伴う排出量が増加した。

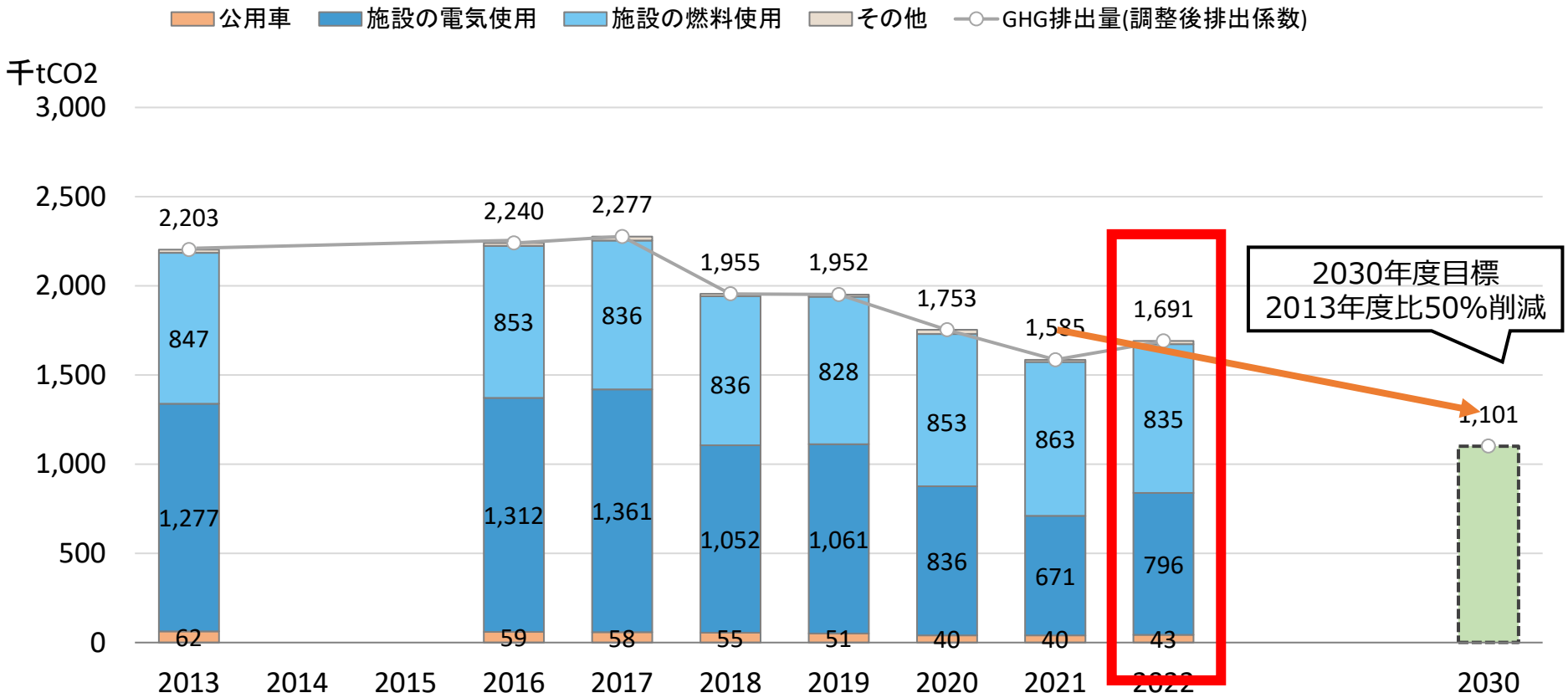


※図中の数値は小数点以下を四捨五入して表示。上記の変動率は、小数点以下を含めた数値で算出したもの。

# 温室効果ガスの排出量の増減率の内訳分析 ［調整後排出係数］

○2022年度の温室効果ガス排出量（調整後排出係数に基づき算出）は、2013年度比で23.2%減少している。この内訳として、排出係数の変化による減少が22.7%である。

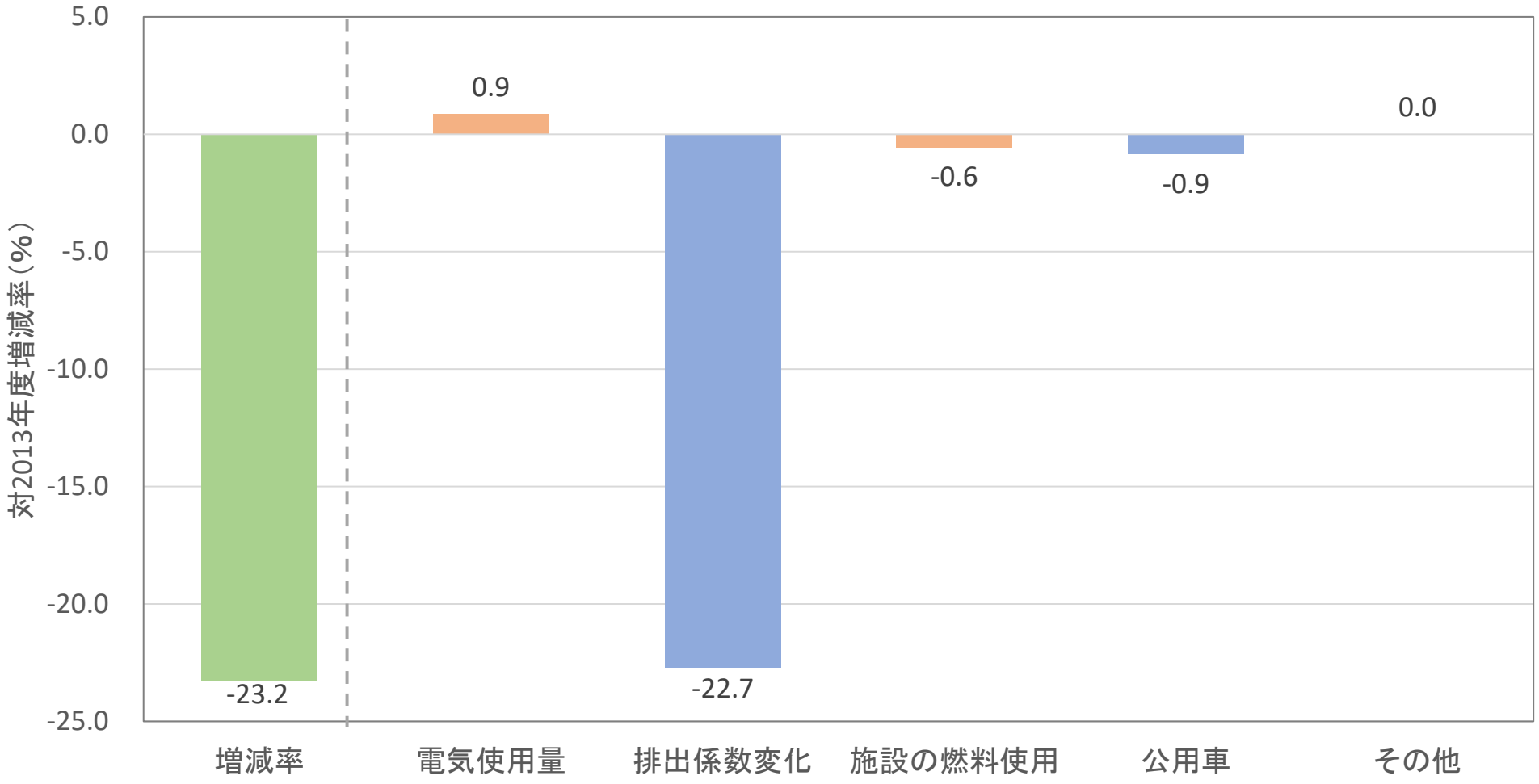


※電気使用量からその他までの増減率は、全体の増減率(緑色)の内訳であり、個々のCO2排出量の増減率ではない。

# 府省庁別の温室効果ガス排出量とその要因分析 ［調整後排出係数］

環境省

| 府省庁名 | （注1）2013年度 | （注1）2021年度 | （注1）2022年度 | 2013年度比増減率 | 2021年度比増減率 | 2013年度比増減率の内訳 | | | | | | （参考）2030年度削減目標 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 公用車 | 施設の電気 | 電気使用量変化分 | 排出係数変化分 | 施設の燃料使用 | その他 | |
| | （tCO2/年） | （tCO2/年） | （tCO2/年） | （%） | （%） | （%） | （%） | （%） | （%） | （%） | （%） | （%） |
| 内閣官房 | 14,614 | 8,818 | 902 | −93.8% | −89.8% | −0.1% | −92.5% | −9.5% | −83.0% | −1.2% | 0.0% | （注2） −50% 以上 |
| 内閣法制局 | 260 | 256 | 218 | −16.3% | −14.9% | −3.2% | −20.5% | −14.6% | −5.9% | 7.4% | 0.0% | −50% |
| 人事院 | 1,549 | 1,496 | 1,038 | −33.0% | −30.7% | −0.6% | −45.6% | −9.2% | −36.4% | 13.2% | 0.0% | −50% |
| 内閣府 | 27,919 | 9,693 | 10,195 | −63.5% | 5.2% | −1.0% | −26.4% | 0.0% | −26.3% | −36.1% | 0.0% | （注2） −50% 以上 |
| 宮内庁 | 5,401 | 2,967 | 2,597 | −51.9% | −12.5% | −0.4% | −52.4% | 6.9% | −59.2% | −1.3% | 2.2% | −50% |
| 公正取引委員会 | 1,072 | 1,156 | 338 | −68.5% | −70.8% | −2.5% | −62.3% | 0.0% | −62.2% | −3.7% | 0.0% | （注3） − |
| 警察庁 | 29,178 | 25,555 | 21,999 | −24.6% | −13.9% | −0.8% | −24.6% | 4.1% | −28.7% | 0.7% | 0.1% | （注3） − |
| 個人情報保護委員会 | − | − | 61 | − | − | − | − | − | − | − | − | （注5） − |
| カジノ管理委員会 | − | − | 45 | − | − | − | − | − | − | − | − | （注5） − |
| 金融庁 | 3,165 | 3,105 | 1,435 | −54.7% | −53.8% | −1.5% | −66.9% | −7.4% | −59.5% | 13.7% | 0.0% | （注3） − |
| 消費者庁 | 332 | 334 | 329 | −1.0% | −1.7% | 0.2% | 11.2% | 12.7% | −1.5% | −12.4% | 0.0% | （注3） − |
| デジタル庁 | − | 7 | 73 | − | 890.6% | − | − | − | − | − | − | （注4） − |
| 復興庁 | 409 | 557 | 563 | 37.7% | 1.2% | −11.1% | 30.2% | 39.9% | −9.7% | 18.7% | 0.0% | （注3） − |
| 総務省 | 13,310 | 9,961 | 6,290 | −52.7% | −36.9% | −1.6% | −49.5% | −5.8% | −43.6% | −1.5% | −0.2% | −50% |
| 法務省 | 273,107 | 213,449 | 197,204 | −27.8% | −7.6% | −0.6% | −23.6% | −0.8% | −22.8% | −4.0% | 0.4% | −50% |
| 外務省 | 4,860 | 5,347 | 6,291 | 29.4% | 17.6% | −1.8% | 28.4% | −12.5% | 40.9% | 2.8% | 0.0% | −50% |
| 財務省 | 95,957 | 84,952 | 71,507 | −25.5% | −15.8% | −2.8% | −25.4% | −3.0% | −22.3% | 2.7% | 0.0% | −50% 以上 |
| 文部科学省 | 6,076 | 3,031 | 2,393 | −60.6% | −21.0% | −0.7% | −66.8% | −1.2% | −65.5% | 6.9% | 0.0% | （注3） − |
| 厚生労働省 | 89,848 | 89,535 | 84,661 | −5.8% | −5.4% | −0.2% | −20.9% | 13.3% | −34.2% | 15.2% | 0.1% | −50% |
| 農林水産省 | 45,477 | 28,797 | 21,362 | −53.0% | −25.8% | −11.7% | −37.2% | −8.5% | −28.7% | −4.0% | −0.2% | −50% 以上 |
| 経済産業省 | 15,430 | 6,796 | 3,538 | −77.1% | −47.9% | −1.2% | −73.0% | −10.0% | −63.0% | −2.8% | 0.0% | −50% |
| 国土交通省 | 297,106 | 149,490 | 134,665 | −54.7% | −9.9% | −1.9% | −52.2% | −7.3% | −44.8% | −0.6% | 0.0% | （注3） − |
| 環境省 | 8,270 | 5,227 | 4,250 | −48.6% | −18.7% | −3.2% | −44.3% | 14.7% | −59.0% | −1.0% | 0.0% | −88% 以上 |
| 防衛省 | 1,266,100 | 933,371 | 1,117,295 | −11.8% | 19.7% | −0.2% | −11.2% | 3.8% | −15.0% | −0.4% | −0.1% | −50% |
| 会計検査院 | 3,287 | 1,595 | 1,457 | −55.7% | −8.6% | −0.7% | −62.0% | −2.9% | −59.1% | 7.1% | 0.0% | （注3） − |
| 政府全体 | 2,202,728 | 1,585,497 | 1,690,704 | −23.2% | 6.6% | −0.9% | −21.8% | 0.9% | −22.7% | −0.6% | 0.0% | −50% 以上 |
| 内閣官房・内閣府 | 42,533 | 18,511 | 11,098 | −73.9% | −40.0% | −0.7% | −49.1% | −3.3% | −45.8% | −24.1% | 0.0% | （注2） −50% 以上 |

(注1)電気の使用に伴うCO2排出量の算定に当たっては、電気事業者ごとの調整後排出係数として環境大臣及び経済産業大臣が告示する値を用いている。
(注2)内閣官房と内閣府の削減目標はこの2つの機関を合わせての目標である。
(注3)当該府省庁が作成した実施計画における温室効果ガス削減計画において、2030年度削減目標の電気の排出係数は基礎排出係数を使用している。
(注4)デジタル庁は2021年度9月に新設されたため、具体的な削減目標値は未策定である。
(注5)個人情報保護委員会、カジノ管理委員会は2022年度から調査の対象となっており、具体的な削減目標は未策定である。

※図中の数値は小数点第2位以下を四捨五入して表示。
※本表における「2030年度削減目標」は、各府省庁における実施計画の「温室効果ガスの総排出量に関する目標」における値である。

# 本省レベルでの連絡会議の設置

## 公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議

〇事務局：環境省
〇構成員：全府省庁の政府実行計画の担当課、関係部局
〇役割：

（１）公共部門の太陽光発電導入目標達成に向けた調整
→各府省庁及び地方公共団体の施設種別の太陽光発電の導入目標の策定や、
太陽光発電の整備計画についての調整等

（２）政府実行計画の目標達成に向けた調整
→政府実行計画の目標達成に向けた優良事例の共有等

（３）その他、公共部門・公的部門の脱炭素化に関する取組についての調整
→その他の脱炭素に関する調整

＜経緯＞

■「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和３年10 月22 日公表）によると、政府実行計画に基づいて実行することで、6.0GW 分の太陽光発電の導入を見込む。
■「規制改革実施計画」（令和５年６月16 日閣議決定）において、上記目標の達成のため、PDCAを回す仕組みとして連絡会議の設置等を行うことが記載。
↓
■ **各府省庁における太陽光発電の目標等について議論し、地方公共団体の取組状況も含めた情報共有等を行う場として令和５年９月に設置**

# 第２回連絡会議の概要

＜第２回開催日＞
■令和６年３月25日
（参考）第２回連絡会議資料等　https://www.env.go.jp/page_01339.html

＜関係する要点＞
○政府全体（防衛省を除く）の導入ポテンシャルから、**6.0GWに対応する政府の導入目標を57MW（0.06GW）と設定**。導入目標の達成に向けて各府省庁において太陽光発電整備計画を策定。
○地方公共団体の保有施設については、各行政分野の施設を所管する関係省庁において、**施設種別（行政施設、小中学校施設、医療施設、廃棄物処理施設等）の導入目標を設定**。**（施設種別全体での導入目標は4.82GW）**
○上記のほか、以下の追加的な取組を実施する。
①政府施設に関し、耐震工事を行うことで設置可能となる場合等を追加。
②**独立行政法人・国立大学法人におけるポテンシャル調査、目標設定を促し、公共部門に算入**。

＜今後の進め方＞
○進捗率が低い電動車、LEDの導入や再エネ調達について、リースの手法や導入ガイド等の情報を共有。
○**ペロブスカイト太陽電池については**、公共施設での導入目標の先行検討や率先導入に向け、2024年の調査において**まずは政府施設でのポテンシャルの調査**を実施予定。

# （参考）環境省新庁舎における温室効果ガス削減対策

■ 旧日本郵政ビルの躯体を活かした全館リノベーション。コストを少なくしつつ、高い環境性能と新築並みのデザインを実現する計画。
■ 原子力規制委員会も入居。緊急時対応拠点としての機能を保持。

**移転時期：令和９年度を予定**

## 太陽光発電

■ **国の庁舎で初となる建材一体型太陽光発電設備の導入**

■ 太陽光発電設備の導入量：
・屋上17kW
・西面※壁面15.6kW
※庁舎正面

■ **建材一体型太陽光発電設備の意義**

- 再エネ（太陽光発電）の最大限導入に向け、ポテンシャルの大きい住宅・建築物の窓・壁を活用した太陽光発電を拡大する必要。
- 屋上の設置可能面積が限られる場合でも、より大きな設置面積を確保可能。
- 建材一体型太陽光発電設備は、防眩機能や色味等の観点から高い意匠性を確保した製品も存在。
- 東西の壁面に設置した場合、日射量の関係から朝や夕方の発電量が大きく、屋上設置と組み合わせることで発電量を平準化。
- 停電時にも発電が可能であり、自家発電回路に給電予定。
BCP（事業継続計画）の観点からも有効。

## 省エネルギー対策

■ **一次エネルギー消費量を52%削減し、ZEB Readyの認証を取得。**

■ **「事務所用途」かつ「改修」の条件下では国内最大規模**※
【延べ床面積：50,506.72㎡】

※令和６（2024）年3月時点（環境省調べ）

■ **省エネルギー**

- 複層真空ガラス等による徹底的な断熱
- ブラインド日射制御及び
自然通風が可能な窓の導入
- LED照明及び人感センサー、
照度センサーによる省エネ制御
- トップランナーの高効率空調及び
CO2センサー等による省エネ制御
- BEMSによる消費エネルギーの見える化や省エネ制御

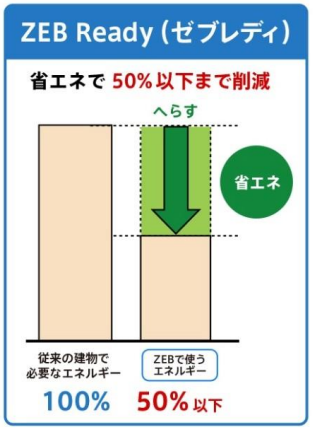


## その他

- エントランスホール等でCLT材（直交集成材）を含む木質化を積極推進
- エントランスホールで、庁舎の環境対策含む環境省の行政情報を積極発信

エントランスホール完成イメージ

環境省報道発表資料（2024年04月02日 環境省新庁舎のZEB Ready認証取得について）より抜粋

# 2022年度実施状況の点検結果

○ **2022年度の温室効果ガス総排出量**は、調整後排出係数に基づき算定した場合、基準年度である2013年度に比べ、50%削減目標に対して、2021年度から4.8pt増加し、**23.2%の減少**となった。

○ 温室効果ガス総排出量が増加した原因としては、再エネ調達率の減少に伴いCO2排出係数が増加したことにより、施設の電気使用に伴うCO2排出量が増加したことによる影響が大きいと考えられる。

○ 温室効果ガス総排出量以外の数量的目標の達成状況については以下のとおり。

- 代替不可能な場合を除いた**ストックでの電動車の導入割合**については前年度から4.4pt上昇したものの、2030年度100%の導入目標に対して**33.5%に止まっている**。
- **LED照明のストックでの導入割合**は前年度から4.4pt上昇したものの、2030年度100%の導入目標に対して**31.9%に止まっている**。
- **再生可能エネルギー電力の調達割合**については、前年度から6.3pt減少し、2030年度60%目標に対して**20.7%に止まっている**。

○ 中央環境審議会専門委員会での指摘や「規制改革実施計画」を踏まえ、2023年９月に「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」を設置し、府省庁ごとの太陽光発電の導入目標の設定や、各取組に関する情報共有等を行っている。

# 中央環境審議会の意見

関係省庁参加の下、2024年４月15日に、2024年度中央環境審議会地球環境部会カーボンニュートラル行動計画フォローアップ専門委員会（座長：大塚直 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催し、各府省庁の実施計画の点検結果のとりまとめについて中央環境審議会としての意見を聴取した。

## １．取組に対する主な意見

○LEDの導入について、照明器具が多い組織を先に進めたり、ESCO※１的な手法を検討すべき。

※１　省エネルギー改修にかかる費用を光熱費の削減分で賄う事業。

○新築建築物のZEB化について、仕様書の雛形を作ってはどうか。また、今後の建替え計画を把握した上で、2050年にも建築物が残ることを念頭にした設計とすべき。

○調達について、各府省庁個別ではなく、一括での調達を検討すべき。

## ２．調査内容に対する主な意見

○船舶や航空機の排出量の比率が増えており、削減目標に含める検討をすべき。

## ３．その他の意見

○連絡会議は有用であり、ベストプラクティスを共有すると良い。

○入居している立場の省庁の取組も分かるようにできると良い。また、学校、病院、オフィス等業態別に、対策の情報共有ができる仕組みがあるとよい。

○政府部門で一部でもScope３※２の算定を検討すべき。

※２　Scope1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
Scope2：他者から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
Scope3：Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他者の排出)

# 点検結果を踏まえた今後の対応

環境省

○点検結果において重点的に取り組む必要があるとされた以下の事項について、着実に取組を進める。その際、「公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議」も活用して優良事例の共有等を行う。

- 太陽光発電については、各府省庁の太陽光発電の整備計画に基づき取組を進めていく。
- 電動車の100%導入、LED照明の100%導入については**リース方式**の知見の共有等も行いながら、取組を促進していく。
- 再生可能エネルギー電力の調達について、**導入ガイド等の共有**、**環境配慮契約法に基づく最低限の再エネ調達比率の設定**等により、取組を促進していく。
- 新築建築物のZEB化については、今年度から調査対象となったものであり、 FU調査等を通じて詳細な状況を把握しながら、取組を促進していく。
- **内窓の設置や樹脂サッシ等の導入**により断熱性能の向上を図り、施設のエネルギー消費量を抑える。
- 2050年カーボンニュートラル達成のため、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、**脱炭素化された電力による電化**を進め、電化が困難な設備について**使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換**することを検討する。

○中央環境審議会の意見を踏まえ、**共同調達**や**Scope3の算定**のあり方等について検討する。

○今後、これまでの実施状況や点検結果を踏まえながら、政府実行計画の見直しを行う。

環境省
Ministry of the Environment